

下呂市告示第30号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び下呂市会計規則（平成16年規則第102号）第15条の2の規定のより告示する。

令和5年3月1日

下呂市長 山内 登

1. 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称 株式会社 リクルートペイメント
所在地 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
グラントウキョウサウスタワー34階

2. 指定納付受託者を指定した日

指定年月日 令和5年3月1日

3. 指定納付受託者に納付させる歳入

下呂市手数料条例（平成16年下呂市条例第62号）及び下呂市複写又は印刷実費徴収
規程（平成25年下呂市告示13号）に基づき徴収する収入金

4. 指定納付受託者に歳入させる期間

令和5年3月1日から契約終了の日まで